

NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、県内ワイナリー等が、日本国外で開催される国際コンクールへの出品を通じて自社製品の国際評価を高め、同時に品質の向上を図る取組について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ワイナリー等 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条に規定する酒類の製造免許を受け、長野県内に製造場を有する酒類製造者のうち、同条第2項第7号の免許を有する者をいう。
- (2) 日本ワイン 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第4号ロに定める果実酒のうち、果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月30日国税庁告示第18号）1（3）に定めるものをいう。
- (3) シードル 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第4号ロに定める果実酒のうち、りんごを主原料とした醸造酒をいう。
- (4) 国際コンクール 日本国外を開催地とする酒類を審査対象とするコンクールをいう。但し、例年日本国外で開催されるコンクールであって、当年の開催地が日本国内であるものを含む。

（補助対象事業）

第3 本事業は、県内ワイナリー等が世界のワイン又はシードルとの品質比較を通じた国際的な評価の獲得及び品質の向上を目指すため、自社で製造した日本ワイン又はシードルを国際コンクールに出品する事業を対象とする。

- 2 本事業の補助対象となる日本ワインは、使用するぶどうが100%長野県産のものに限る。
- 3 本事業の補助対象となるシードルは、使用するりんご及び副原料となる果実等が100%長野県産のものに限る。

（補助対象者）

第4 本事業の補助対象となる者は、第2第1号に規定するワイナリー等とする。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第5 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の補助対象経費、補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
出品料、輸送料、翻訳料、出品代行料、その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1者10万円

- 2 第1に規定する補助金の補助額は千円単位とし、千円未満は切り捨てる。
- 3 国際コンクールへの出品に本補助金以外の補助金等を利用する場合、本補助金と他の補助金等を明確に区分し、同一のコンクールへの出品に対し、重複して補助金を申請してはならない。

（事業計画書の提出及び補助対象事業者の採択）

第6 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金募集要領（以下、募集要領という。）に定める応募書を、募集要領で定める期日までに日本酒・ワイン振興室長に提出する。

- 2 日本酒・ワイン振興室長は、前項の書類が提出されたときには、補助対象事業者選定審査会を開催し、応募者に対しその審査結果を通知するとともに、補助金の交付を適当と認めるときは併せて補助金交付の内示を行うものとする。
- 3 前項に定める審査会に関して必要な事項は、日本酒・ワイン振興室長が別に定める。

(補助金交付の申請)

第7 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、次のとおりとする。

- (1) NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金計画書（様式第2号）
- (3) 定款（写）等

(4) 前1号から3号までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期限は、第6第2項に定める内示の通知後30日以内とする。

3 補助金の交付を申請するにあたって、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記したNAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

4 補助対象事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第8 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の計画を変更するときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。ただし、第1に規定する趣旨を変更しない場合であって、補助対象経費の減額が5万円以内である場合はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除き、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でないと認められるときは、競争入札に付さないことができる。
- (4) 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならないこと。また、補助事業に係る帳簿及び全ての証拠書類は、事業の終了の日の属する長野県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(補助事業の変更)

第9 第8の第1号に定める申請は、NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金変更承認申請書（様式第4号）をあらかじめ知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10 規則第5条に規定する補助事業の中止又は廃止は、NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）をあらかじめ知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第11 補助事業者は、規則第5条の規定により補助事業の中止又は廃止をしたときには、補助金を返還しなければならない。

(加算金)

第12 補助事業者は、第11の規定により、交付を受けた補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の額につき、年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第13 規則第7条に規定する申請の取下げは、NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金交付申請取下書（様式第6号）を、本補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第14 規則第13条に規定する実績報告書は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月11日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金実績報告書（様式第7号）
- (2) NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金実績調書（様式第8号）
- (3) その他必要と認められる書類

(結果報告及び公表)

第15 補助事業者は、補助対象事業の審査結果について、NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金結果報告書（様式第9号）により、審査結果公表後30日以内に知事に報告するものとする。

2 補助事業者は、知事が必要と認めるときは、補助事業により行った事業の成果を発表しなければならない。

(補助金の支払)

第16 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業（国際コンクール出品支援）補助金交付請求書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

(その他)

第17 その他事業の実施上、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

(様式第1号) (第7関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金交付申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
代表者

令和 年度 NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金について、下記のとおり交付の申請をします。

記

1 出品概要

出品コンクール名	出品銘柄名	使用ぶどう(りんご等)品種名	ぶどう(りんご等)産地

※入力にあたっては、適宜改行・行を追加 (ぶどう(りんご等)産地は県名又は市町村名で記入)

2 事業の実施期間

開始予定年月日 令和 年 月 日

完了予定年月日 令和 年 月 日

3 補助対象経費

金 円

4 補助金交付申請額

金 円

(添付書類)

様式第2号 NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金計画書

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第2号) (第7関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金計画書

1 申請者の概要

名 称			
所 在 地			
設立年月日			
代表者の役職及び氏名			
連絡担当者	役職及び氏名		
	TEL/FAX		
	Eメールアドレス		
	書類等の送付先住所		

2 補助事業の目的、内容等

(1) 内容

出品コンクール名	出品部門	出品銘柄数

(2) 目的

(3) 目標、期待される効果

(4) コンクール出品以外に認知度及び製造技術向上に向けた取組み

(5) 過去3年に出品したコンクールの受賞実績

コンクール名	年度	出品銘柄数	受賞銘柄名

(6) 直近年度の輸出状況概要

輸出相手国	輸出量 (L)	出荷量における海外輸出比率

3 補助事業費等の内訳

出品予定コンクール名	経費区分※	補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	県補助金交付申請額(円)
合計				
(経費の積算)				

※出品料、翻訳料、輸送料、出品代行料等の内容を記載。

※各項目の記載欄が足りない場合は適宜行を追加のこと (別紙の使用可)

(添付書類)

1 計画内容等を補足する書類

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第3号) (第7関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金交付決定前着手届

番 号
令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年度NAGANO WINEグローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金について、下記1
のとおり補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

なお、補助金交付決定前に着手するにあたっては、下記2の事項を遵守します。

記

1 内容

(1) 出品概要

出品コンクール名	出品銘柄名	使用ぶどう(りんご等)品種名	ぶどう(りんご等)産地

※入力にあたっては、適宜改行・行を追加 (ぶどう(りんご等)産地は県名又は市町村名で記入)

(2) 事前着手する理由

2 遵守事項

ア 交付申請した事業が交付決定されなかった場合又は交付決定された補助金が交付申請額に達し
なかった場合において、異議を申立てないこと

イ 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこ
と

(様式第4号) (第9関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
代表者

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度 NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金に係る計画について、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

(添付書類)

変更内容を記載した詳細資料等

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第5号) (第10関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援補助金) 中止 (廃止) 承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度信 NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金に係る計画について、下記のとおり中止 (廃止) したいので、申請します。

記

- 1 補助事業中止 (廃止) の内容及び理由
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業中止 (廃止) に伴う補助金返還額
- 4 補助事業を中止する期間
- 5 補助事業実施の見通し

※廃止の場合、4以下は記載不要

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第6号) (第13関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度 NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金に係る交付申請を、下記の理由により取り下げます。

記

1 交付申請取り下げの理由

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第7号) (第14関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
代表者

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度 NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金に係る計画に対する実績について、下記のとおり報告します。

記

1 実施した補助事業の概要

2 補助事業の実施期間

開始年月日 令和 年 月 日
完了年月日 令和 年 月 日

3 補助対象経費

金 円

4 補助金額

金 円

(添付書類)

様式第8号 NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金実績調査書

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第8号) (第14関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金実績調書

1 実施した補助事業の内容等

(1) 内容

出品コンクール名	出品部門	出品銘柄数

(2) 事業の成果

2 補助事業費等の内訳

出品コンクール名	経費内容※	補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	県補助金交付申請額(円)
合 計				
(経費の積算)				

(添付書類)

- 1 支出証拠書
- 2 その他実績内容等を補足する書類

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第9号) (第15関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金結果報告書

出品コンクール名	出品部門	出品銘柄	受賞結果

(留意事項)

コンクールの審査結果公表から 30 日以内に提出すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第 10 号) (第 16 関係)

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金交付請求書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地

名 称

代表者

令和 年 月 日付け長野県達 (指令) 第 号で額の確定のあった令和 年度

NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業 (国際コンクール出品支援) 補助金を、下記のとおり交付してください。

記

補助金交付決定額	円
補助金確定額	円
請求額	円

※ 補助金の振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること